法　律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十二号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの」を「次項各号に掲げる職員」に改め、「及び次項」を削り、同条第七項を削り、同条第八項中「専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一　五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの

第八条中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条の二中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十一項」を「第十項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「及び第七項」を削り、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

3　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第三項、第四項、第六項及び第八項の項中「第八項」を「第七項」に改め、同表第八条第十二項の項中「第八条第十二項」を「第八条第十一項」に改める。

第二十四条の表第八条第三項、第四項、第六項及び第八項の項中「第八項」を「第七項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十三号

総合特別区域法の一部を改正する法律

（総合特別区域法の一部改正）

第一条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二条第四項中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

第三章第四節第一款中第二十条の前に次の二条を加える。

（国有財産法の特例）

第十九条の二　指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、先端的研究開発推進施設整備事業（国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業をいう。以下この条及び別表第一の一の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体が、建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であるものに限る。以下この条において「建物等」という。）であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下この条において「特定建物等」という。）の譲渡を受けて当該先端的研究開発推進施設整備事業の用に供しようとする場合には、当該特定建物等を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、同法第二十八条の規定にかかわらず、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該特定建物等を譲与することができる。

一　当該建物等の売却につき買受人がないこと、又は売却しても買受人がないことが明らかであること。

二　当該建物及びその附帯施設の解体並びに当該解体に伴い生じた廃棄物の撤去に要する費用が当該敷地の価格（当該建物及びその附帯施設が存しないものとして類地の時価を考慮して算定した価格をいう。）を超えると見込まれること。

三　当該建物等の価格（時価によって算定した価格をいう。）に比し、その維持及び保存を行うために多額の費用を要すること。

（海上運送法の特例）

第十九条の三　指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業（国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する国際会議等をいう。）に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する旅客不定期航路事業（その航路の起点、寄港地及び終点が当該国際戦略総合特別区域内にあるものであって、当該旅客不定期航路事業を営む者と同法第八条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものに限る。）をいう。以下この条及び別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者については、同法第二十一条の二（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。